

## 大阪市規則第31号

### 大阪市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

大阪市母子保健法施行細則（昭和41年大阪市規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） [略] <u>中央区役所保健子育て課長</u> [略] <u>東淀川区役所保健子育て担当課長</u> [略]	別表第1（第2条関係） [同左] <u>中央区役所保健福祉課長</u> [同左] <u>東淀川区役所保健福祉課長</u> [同左]
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。